

山口市安心快適住まいの助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が安心して快適に長く住み続けられるように、市民が市内施工業者を利用し、住宅リフォーム工事（以下「工事」という。）を行った場合に、予算の範囲内において経費の一部を助成し、もって個人消費を促し市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住に供している家屋（マンション等の集合住宅にあつては専有部分をいう。）で、申請時点で新築後1年を経過しているものをいう。
- (2) 市内施工業者 本市に本社若しくは本店を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者であつて、市内において事業を営んでいる者をいう。
- (3) 市税 個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税をいう。
- (4) 紙商品券 紙で発行された加盟店で使用できる商品券をいう。
- (5) デジタル商品券 山口市デジタル商品券等共通プラットフォーム「ちよる pay」（以下「ちよる pay」という。）を利用した、加盟店で使用できる商品券をいう。

(実施主体及び運営主体)

第3条 この事業の実施主体は山口市とする。ただし、事業の運営は市長が認めた団体（以下「運営主体」という。）に委託するものとする。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 助成を受けようとする市内の住宅に現に居住し、本市に住民登録を有する者、又は第13条に定める工事完了届の提出日までに当該住宅に転居し住民登録をする者
- (2) 本市に納税義務のある市税を滞納していない者

(住宅の範囲)

第5条 店舗又は事務所との併用住宅については、助成対象者が自己の居住に供する部分のみを対象とする。

(助成対象工事)

第6条 助成の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、住宅の修繕、増築、その他住宅の機能の維持や向上を図るために行う補修・改良工事であつて、次の各号の

全てに該当する工事とする。

- (1) 市内施工業者に依頼して行う工事
 - (2) 助成対象者が主に居住する建物に係る工事で工事金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を除く。以下同じ。）が10万円以上の工事
 - (3) 第11条に定める交付決定の通知後に工事に着手し、工事完了後、令和8年12月16日までに工事完了届を提出できる工事
- （助成対象経費）

第7条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条に定める助成対象工事に係る経費のうち、次の各号に定める助成等を受けた経費を除いた経費とする。

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費
 - (2) 山口市重度障がい者等住宅改修費
 - (3) 山口市合併処理浄化槽設置整備事業補助金
 - (4) 山口市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金
 - (5) 山口市家庭用浄水器設置補助金
 - (6) 山口市空き家バンク改修事業補助金
 - (7) その他山口市及び国・県等それに準ずる団体からの補助金等
- （助成金の額）

第8条 助成金の額は、助成対象経費に100分の10を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。ただし、第9条の山口市安心快適住まい商品券をデジタル商品券で受け取る場合の助成金の額は、助成対象経費に100分の10を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

2 前項の定めにより算定した助成金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（助成金の交付）

第9条 運営主体は、助成金として前条の定めにより算定した助成金額と同額の山口市安心快適住まい商品券（紙商品券又はデジタル商品券）を助成対象者に交付するものとする。

（交付の申請）

第10条 助成金の交付を申請する者は、令和8年5月7日から運営主体が定める日までに山口市安心快適住まい助成事業助成金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて運営主体に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、同一住宅（門、塀、柵、垣根及びスロープの改修、設置工事を含む。）及び同一人について当該年度1回限りとする。

（交付の決定）

第11条 運営主体は、助成金交付申請者から前条に定める申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、助成金交付申請者に対し山口市安心快適住まいの助成事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

- 2 運営主体は、前項に規定する交付の決定に当たり、市に対し意見を求めるものとする。また、運営主体は、市と協議し、必要があると認めるときは、交付決定に条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第12条 前条第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が事業を中止するときは、遅滞なく山口市安心快適住まいの助成事業計画取下げ書（第3号様式）を運営主体に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による提出があったときは、当該申請は、なかったものとみなす。

（工事完了届）

第13条 交付決定者は、工事が完了したときは令和8年12月16日までに山口市安心快適住まいの助成事業工事完了届（第4号様式）に必要な書類を添えて運営主体に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第14条 運営主体は、交付決定者から前条の工事完了届の提出があったときは、工事完了届の内容を審査し、現地調査等により、工事の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定者に対し工事完了届の提出日から15日以内に山口市安心快適住まいの助成事業助成金交付確定通知書（紙商品券での受取に場合は第5号様式-①、デジタル商品券での受取の場合は第5号様式-②）により通知するものとする。

- 2 前項に定める通知を受けた交付決定者は、運営主体に対し、助成金を請求するものとする。

- 3 運営主体は、前項に定める請求があったときは、これを審査し、適当であると認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

- 4 前項に定める助成金を受けた者は、運営主体に対し、受領書（第6号様式）を提出するものとする。

(決定の取消し)

第15条 運営主体は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、助成金が既に交付されているときは、その返還を命じることができる。

(1) 偽りの申請その他の不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 当該要綱に定める助成の要件を欠くこととなったとき。

(3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

(4) その他、運営主体が不相当と認めたとき。

2 運営主体は、前項に規定する交付の取消しに当たり、市に対し意見を求めるものとする。

3 前2項の規定は、前条第1項の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 交付決定者は、助成金の交付を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、山口市安心快適住まいる助成事業の実施に当たり、必要な事項は、山口市と運営主体において協議し決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第15条の規定については、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置)

- 2 交付決定者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年3月31日までに助成対象工事の工事完了届を提出することができないものについての第6条第4号及び第13条の規定の適用については、第6条第4号中「平成32年(2020年)3月31日」とあるのは「令和3年1月31日」と、第13条中「30日以内又は平成32年(2020年)3月31日のいずれか早い日まで」とあるのは「30日以内」とする。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年3月31日以前に交付決定された者については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月8日から施行する。

(中東情勢等の影響による特例措置)

- 2 交付決定者のうち、中東情勢等の影響を受けたことにより、やむを得ない理由で、令和8年12月16日までに助成対象工事に係る工事完了届を提出することができないものについては、第6条第3号及び第13条の規定中「令和8年12月16日」とあるのは、「令和9年1月25日」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定の適用を受けようとする者は、令和8年12月16日までに、運営主体に対し、令和8年度安心快適住まいる助成事業工事完了期限延長申出書を提出するものとする。
- 4 第2項の規定を適用する場合、第14条第1項中における様式の指定について、「第5号様式-①」とあるのは「第5号様式-③」と、「第5号様式-②」とあるのは「第5号様式-④」と読み替えるものとする。